

市第29号議案

横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「2メートル」の次に「（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル）」を加える。

第16条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

第28条第 2 項中「1.5メートル」の次に「（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル）」を加える。

第56条第 3 項中「第53条の 2」を「第53条の 3」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基

準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築基準法施行令の改正の趣旨を踏まえ、共同住宅等の敷地内の通路の幅員及び児童福祉施設等の防火区画に関する制限の一部を緩和する等のため、横浜市建築基準条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（屋外への出口、避難通路等）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員 2 メートル（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90 センチメートル）以上の通路を設けなければならない。

（第 3 項及び第 4 項省略）

（耐火建築物等）

第 16 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第 112 条第 18 項本文、第 19 項第 2 号、第 20 項及び第 21 項に規定する構造物で区画しなければならない。ただし、規則で定める基準に従い、警報設備を設けるとその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

（屋外への出口等）

第 28 条 （第 1 項省略）

- 2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員 1.5 メートル（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90 センチメートル）以上の通路を設けなければならない。

（第 3 項及び第 4 項省略）

(既存建築物に対する制限の緩和)

第 56 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条の 2 から第 8 条まで、第 20 条の 2、第 21 条、第 23 条の 4 第 3 項、第 37 条、第 38 条又は~~第 53 条~~
~~第 53 条~~
~~の 3~~
~~の 2~~から第 53 条の 5 までの規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(第 4 項から第 6 項まで省略)